

よる自治から建国への転換は主権による縄張り意識が形成されたのである。友と敵の分かれ目は日清戦争である。

水林彪氏の問題提起に応えるためにも日本をも含む東アジア文明という視点が必要である。水林氏はマルクスの用語を援用し、明治維新が社会（市民）と国家（公民）との二元性を作り出したと見ているが、実際に近代日本の「公民」は帝政中国の「公民」とは内的結合関係を持っている。日本的な公民の政治倫理を根拠付けたのは吉田松陰に由来する宗教に寛容な柳宗元の人役説（徂徠の「苦厄介」説）である。日本のグローバル性は東アジア文明と切り離しては語れない。中国近代革命の道徳的エネルギーは日本由来である。

全体の感想として、太平天国、尊皇攘夷運動、明治維新、近代中国革命、北伐、満州事変、日中戦争はウエイスタン・インパクトに対して、東アジアのアイデンティティを求める性格のものだといえよう。

（国際日本文化研究センター外国人研究員）

基礎領域研究「英文日本歴史研究書講読」を開講・担当して

牛村 圭

コミュニケーション英語隆盛のなかで

巷間にはネイティヴ・スピーカーによる「コミュニケーション英語」教授を掲げる外国語学校がかなりある。大学のカリキュラムでも、従来の Listening & Speaking に加え Comprehensive などと銘打った英語科目が目につく。喜ばしい現状と思う。うらやましくさえ感じる。顧みれば自分が大学の教養課程に学ぶ学部学生の折、ネイティヴ・スピーカーによる英語の授業をとりたくても、そういう先生はきわめて少数派だった。せいぜいできることはといえば、ラジオの英語会話番組をカセットテープに録音して繰り返し聴くことだった。それを思えば、隔世の感をおぼえる。

だが、その一方で気がかりなこともある。それは、大学の授業で訳読を中心に据えた英文精読のクラスがかなり減じてきていることに他ならない。高等学校でも、日本人教師にも日本語ではなく英語を使って英語を教授することが推奨さ

れ、訳読の授業はカリキュラムの主眼からすっかり外れている。その結果、英文の大意のみ解ればよい、細部にこだわることなく大量に読むことが肝要、というのが英語教育の現場での読解授業の主流と感ぜられる（奇妙なことに、世に難関とされる国立大学の入学試験では昔と変わらぬ英文和訳問題が出題されているのだが……）。

英文の流れをつかみ、要旨をざっと理解する、それで済む場面ならばそれでもよい。だが研究者は、自身が専攻する分野の英文を正確に読み取り、ときには原著を翻訳して広く世に紹介する責務をも負う。にもかかわらず、その根底となる訳読の訓練の機会は、現在の日本ではおそらく大学受験の学習を境にしてほぼ消えてしまっている。そのため独りよがりな解釈や看過できない誤訳の出現——氾濫とは言わないまでも——を招いているのではないだろうか。

史実の正反対を伝える専門家による訳文

これまで私が研究対象としてきた分野の一つである東京裁判（極東国際軍事裁判）関係の訳書に見つけた由々しき一例——書名や訳者名は伏す——をここに引いて、議論のきっかけとしてみたい。

〔原著〕 But the general line of agreement should have been discussed in chambers, with all the judges present. That was not done.

〔訳書〕 しかし、合意の基本線は全判事が出席して判事室で討議されました。これは決着しませんでした。

東京裁判では対日降伏文書に署名した一一か国から一名ずつ判事が任命され、その中の「多数派」七人（イギリス、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、中華民国、ソ連、フィリピン¹の各代表判事）が自分たちだけで重要なことを決めて行くという事態が生じた。これは、「多数派」ではないフランス代表判事アンリ・ベルナールが個別意見書で明かした「真相」である。この判事団の不仲、不統一は、今や東京裁判に関わるきわめて基本的史実、常識の一つになっている。だが右に掲げた訳文は、一人全員で討議されたことを伝えている。訳者は、東京裁判を研究テーマに掲げて長く研究してきた専門家²にもかかわらず、史実に反する訳文を臆することなく活字としていたことから、この訳者の他の研究業績へも大いなる疑問を抱かざるを得なくなるように思えた。

《should have 過去分詞》という高校で学習する英文法の助動詞の知識を失念している（欠いている？）ためこの訳訳に至ったことは明白であろう。《should have 過去分詞》は《ought to have 過去分詞》とほぼ同義であると教わる。「…すべきだったのにしなかった」という意味である。ちなみに助動詞に完了形（have 過去分詞）が続くと、過去に起こったことに対して現在の時点からコメントを加えるような意味を持つ。他には《must have 過去分詞》「…だったにちがいない」、「may have 過去分詞》「…だったかもしれない」、「can not have 過去分詞》「…だったはずはない」、「need not have 過去分詞》「…する必要はなかったのにしてしまった」等がある。前掲の英文は、「しかし、合意の基本線は全判事が出席して判事室で討議すべきだったのです。が、そういうことは行なわれませんでした」と訳せば、東京裁判に関わる基本的史実の一つが正しく伝わる。

英文の構造を如何につかむか

右に掲げたのは、文法知識の欠如が生んだ誤訳の例と言ってよい。その一方、英文の構造を正確に把握できないため、正しい理解につながらない事例も多々ある。やや構造が難解

な英文に立ち至ったら、既習の英文法知識を適用しつつ、その文構造を正しく解きほぐすことが肝要。そういう訓練の場こそ、研究者の英文読解力の向上につながるはずと信じている。やや臆面もなく記すならば、その機会の提供を試みるのが、平成二九年度より私が担当者として開講している「基礎領域研究『英文日本歴史研究書講読』」である。初年度最初の教室では、次に掲げる英文の構造を、想像力（創造力）によってつち上げるのではなく、理詰めで正しく把握した上で、自然な日本語に移し替える手ほどきをすることに専念した。

The man is the book; the book is the man. This undeniable truth, which I often repeat to myself, I claim to be as true of gardens as it is of books and their authors.

As a man is, so is his garden. He is a reflection of it, and it of him.

この拙稿にたまたま目を通された諸賢は、まずはご自身で構造を考え訳文を作ったのち、以後をお読みくださるようお願いしたい。

第一文——The man is the book; the book is the man. ——

はSVCの構造が明瞭な一文ではあるが、「その人はその本である」とか「人というものは本だ」と「みたいなさまさま訳文が出てきそうに思う。しかし、続く文の冒頭で、「This undeniable truthとある以上、第一文はtruth「真実、真理」の具体的内容ということがわかるので、是非「人は本なり、本は人なり」と始めたい。「文は人なり」のバリエーションと解してよいだろう。

一方、構造がつかみにくいのは、「This undeniable truth以下の一文。文頭に置かれた名詞の働きをするものが、その英文の主語となると考えるのが自然な発想なので、「この紛うことなき真理は」というようにひとまず主語と考えて、それに呼応する述語動詞を探してみる。with以下は関係代名詞に始まる修飾部分(形容詞節)ゆえ後回しにして、文の中心となる動詞(述語動詞)を探すと、予想に反してI claim to be...というようにまた別の主語候補であるIが登場しているため戸惑う。ここで辞書にあたれば、動詞claimには、claim + O + to be ~「Oが主である」と主張する」という用法がある。以上をまとめると、文頭に置かれたThis undeniable truthは、この文の主語ではなく、claimの目的語であり、強調のために文頭に置かれている、ということになる。

主語と思ったものが実は目的語だったというこの発想の転換ができるかどうか。

次に気づくべきは、be true of「〜に当てはまる」という表現にas...as〜という同等比較がついている箇所。This undeniable truth is true of gardens. という文と、This undeniable truth is true of books and their authors. という文を念頭において、当てはまる度合いが同程度である、という主張がなされていることを見抜けばよい。「人は本なり、本は人なり」と同じように、「人は庭なり、庭は人なり」というのが筆者の主張であることが分かってくる。ここまで読めれば、最後まで読み解くことができる。

最終文にある省略がやや見抜きにくいかもしれないが、ともかく中心のテーマは「人は庭なり、庭は人なり」とおさえれば、He is a reflection of it, and it is a reflection of him. と読み取ることができよう——「人は本なり、本は人なり。この紛うことなき真理、それを私は頻繁に自らに繰り返すのだが、その真理が書き手とその書物に当てはまると同様に庭にも当てはまると申し上げたい。ある人が存在するのと同じように、その人の庭もまた存在する。人は自分の庭を映し出し、庭はその人を映し出すのである」。庭を見ればその庭の

持ち主の人となりがおおよそ分かる、という趣旨の英文だった。

一石三鳥を狙って——*Cambridge History of Japan*と素材

開講する訳読訓練の場を「英文日本歴史研究書講読」と命名したのは、英語圏の日本史研究者の論考を訳読訓練の素材にしたいと考えたからだ。日本史を論じる論文ならば受講者には背景知識がある。日本語でかつて読んだあの史実か、というふうに興味は薄れないだろうし、誤読をしても説明を聴けば納得しやすいと考えた。そして、外国人研究者の視点で論じられるため、世界のなかの日本というコンテクストが常にある。一八五三年の浦賀で起きた事件は、「ペリーが来航した」のではなく、「アメリカ大統領フィルモアがペリーを日本に派遣した」と書かれる。こういう視点の新鮮さをも堪能してもらいたいとの願いをも込めた。

一方、外国人研究者といえども専門家が執筆した論考は、ときに細々とした日本史上の史実を叙述することも少なくない。その点、概論めいた文章なら訳読の素材にふさわしいだろう。さらに願わくは、よき英文であってほしい。冗長では

なく澄んで引き締まった文体、格調高く、英語を書くときのお手本ともなり得るもの、そういう英語論文が最良と考えた。

これに適う素材としてためらうことなく選んだのが、日本の二〇世紀を扱う諸論考を収めている *Cambridge History of Japan* 第六巻所収の、当該巻編者でもあるスタンフォード大学教授（刊行当時）Peter Duns 教授の手による“Introduction”——「序論」——である。英文を読み、英文で書くという経験がある方なら首肯いただけるかと思うが、Duns 教授の英文は達意の英語と確信する。叙述の仕方も素晴らしく、読んでいてこの部分の説明がほしいな、と思うと、続くパラグラフではその説明が簡にして要を得た形でなされている。さながら読み手であるこちらのこころの内を見抜くような書きぶりが展開している。

一 英語学習者に過ぎない日本語話者の自分にどれほど Duns 教授の英文の魅力を伝えることができるか自信はなかったが、この“Introduction”を素材として「英文日本歴史研究書講読」は船出した。受講者には各自訳文を作成して教室に臨むこと、ただし私が説明しているときは英文に目を向けることに専念し、自作の訳文の見直し作業は散会后に行なうこ

と、という提言をした。英文の構造を説明するさいには、英文に目を向けることが肝要だからである。

英語に限らず西洋近代語は名詞を前置詞で接続して成り立つことがきわめて多い。その名詞をひとつひとつ日本語の名詞に置き換えていって、「○○の○○による○○すること」式の機械的なぎこちない訳文が生まれる。教室では、背景にあるはずの動詞表現を想起して訳文を作成することの大切さを常に説き、その傍らで、仮定法とは何か、この品詞の用法は何か、といったことを Duns 教授の英文を素材にして教示することにも努めた。思うに、正しい英文読解には、動詞の「個性」に目を向けての構造把握に加え、仮定法、そして助動詞のさまざまな用法に習熟していることが必要なのであろう。同じような説明を繰り返すうちに、受講者諸氏の理解度が高まっていくさまが見受けられたのはたいへん嬉しく思えた。

第六巻「序論」も次第に経済史などやや専門的な内容となってきたため、参加の諸氏と相談のうえ二年目の三〇年度には一九世紀を扱う第五巻の「序論」を素材とすることとした。こちらは同巻編者のプリンストンの日本史家 *Marius Jansen* 教授の手による。正直に自分の好みを記すならば、

私自身は Peter Duns の lucid で stylistic な英文のファンである。だが、黒船、開国、明治維新という大きな流れがある一九世紀は内容として大いなる魅力を持つためか、受講者の評判は良い。さて、まもなく三年目を迎える。新規受講者も加わることが予想される今春、このまま *Jansen* 教授を使わせてもらうか、それとも素材を改めるか、悩ましい思いにとらわれている。

(国際日本文化研究センター教授)

第五三回国際研究集会「世界史のなかの明治／世界史にとっての明治」を実施して

瀧井一博

昨年(二〇一八年)は明治改元から一五〇年目にあたる節目の年であった。その締めくくりの年末一二月に、一四カ国から四〇名以上の明治史の研究者が一堂に会した国際会議を開催することができた。日文研の国際研究集会予算のみならず、東芝国際財団、社会科学国際交流江草基金、上廣倫理財